

# 佐賀県親林交流指導員（森の案内人）派遣事業実施要領

制 定：平成15年4月 1日  
全部改正：平成28年1月21日  
一部改正：平成30年12月25日  
一部改正：令和2年 4月 1日

## （目 的）

第1条 この要領は、公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）が県民協働による森林・緑づくり活動を推進するため、県民等からの依頼に基づき、県内で開催される森林づくり活動及び森林環境教育等の活動に対し「佐賀県親林交流指導員（通称「森の案内人）」（以下「指導員」という。）を講師として派遣することについて定める。

## （派遣対象団体）

第2条 指導員の派遣対象となる団体は、県内の市町、保育園、幼稚園、小中高等学校、放課後児童クラブ、子ども会、緑の少年団、CSO団体（自治会、ボランティア団体、NPO法人等の各種団体）及び民間企業とする。

## （派遣対象活動）

第3条 指導員の派遣対象となる活動は、別表第1に掲げる活動とし次の要件を満たすものとする。ただし、営利を目的とする活動並びに県内自治体及び基金等から補助金等を受けた活動などは除くものとする。

- （1）参加者は概ね10名以上とする。
- （2）活動時間が概ね2時間以上とする。

## （派遣業務）

第4条 指導員の派遣業務は、依頼のあった活動の講師のほか、依頼者との事前打合せ及び資材の購入・加工に要する業務を含むものとする。

## （派遣依頼・決定通知等）

第5条 派遣依頼者は、派遣を希望する日の20日前までに、親林交流指導員派遣依頼書（様式第1号）に活動内容が確認出来る書面等を添付し基金理事長へ提出するものとする。ただし、指導員の内諾を得ている場合には、派遣希望日の2週間前までに提出することが出来るものとする。

2 基金理事長は、派遣依頼書内容の審査及び指導員との調整を行い、派遣依頼者及び指導員並びに第6条に定める指導補助員に対し親林交流指導員等派遣通知書（様式第2号及び様式第3号）をそれぞれ交付するものとする。

3 派遣決定を受けた指導員（以下「派遣指導員」という。）は派遣依頼者と事前に協議を行い、活動場所・内容の確認及び準備資材の指示等を行うものとする。

## （指導補助員）

第6条 基金理事長及び派遣指導員は、活動及び事前準備等で補助者が必要と認められたときは、基金理事長と派遣指導員と協議のうえ指導補助員を選定し、派遣することが出来るものとする。

(活動報告)

第7条 派遣依頼者は、活動終了後2週間以内に親林交流指導員派遣事業実施報告書(様式第4号)に活動状況写真等を添付し基金理事長に提出するものとする。

2 派遣指導員及び指導補助員は、派遣業務終了後2週間以内に親林交流指導員派遣業務報告書兼口座振替申出書(様式第5号)を基金理事長に提出するものとする。

(事故防止措置等)

第8条 派遣依頼者は、活動を実施するに当たり十分な事故防止措置を講ずるものとし、事故が生じた場合には派遣依頼者の責任において処理するものとする。

(経費の負担)

第9条 基金理事長は、指導員等の派遣に係る報償費及び旅費(以下「報償費等」という。)について、第7条の報告書に基づき指導員及び指導補助員に対し直接支給するものとする。ただし、活動に必要な資材及び保険料等については依頼者の負担とする。

2 前項に定める報償費及び旅費については、別表第2のとおりとする。

(業務の分担)

第10条 指導員派遣に関する業務については、第5条から第7条に係るものを、佐賀県が行うものとし、第9条に係るものを基金において行うものとする。

(その他)

第11条 基金理事長は、第3条ただし書きのうち営利を目的とする活動を除く活動について、主催者から指導員の派遣要請があった場合には、指導員を紹介斡旋することが出来るものとし、その手続きについては、第5条及び第7条第1項の規定を準用するものとする。なお、この場合にあつては、活動に要する経費及び事故防止等については、全て主催者において措置するものとする。

附 則

改正後のこの要領は、平成28年1月21日から適用する。ただし、第9条第2項に掲げる指導員及び指導補助員の報償費単価については、平成28年4月1日から適用することとし、それまでの間は次表のとおりとする。

指導員及び指導補助員報償費単価(～平成28年3月31日)

区 分	指 導 員	指 導 補 助 員
活動指導	1日当たり8,000円 (2時間未満4,000円)	1日当たり6,400円 (2時間未満3,200円)
事前準備等	1時間当たり1,030円	1時間当たり 830円

指導員及び指導補助員報償費単価(平成28年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	指 導 員	指 導 補 助 員
活動指導	1日当たり10,000円 (2時間未満5,000円)	1日当たり6,500円 (2時間未満3,250円)
事前準備等	1時間当たり1,290円	1時間当たり 840円

附 則

改正後のこの要領は、平成31年4月1日から適用する。

〔別表第1〕第3条関係

指導員派遣対象活動

活動区分	活 動 内 容
森林づくり活動	植樹活動、枝打ち、切捨間伐、搬出間伐、竹林整備
森林環境教育	森林のしくみ解説、木工教室、きのこ栽培教室、炭焼教室、野外ゲーム、ネイチャークラフト、バードウォッチング、樹木・野草観察、きのこ・山菜観察、キャンピング
その他の活動	樹木・草花の手入れ、川遊び、竹細工、木の実の工作、こけ玉作り、緑のカーテン

〔別表第2〕第9条関係

指導員及び指導補助員報償費等支給基準（平成31年4月1日～）

区 分		指 導 員	指 導 補 助 員
報償費	活動指導	1日当たり10,000円 ただし、2時間未満は5,000円	1日当たり6,600円 ただし、2時間未満は3,300円
	事前準備等	1時間当たり1,290円 ただし、時間未満の端数がある場合には、30分以上は1時間に、30分未満は切り捨て処理	1時間当たり850円 ただし、時間未満の端数がある場合には、30分以上は1時間に、30分未満は切り捨て処理
旅 費		佐賀県旅費規程を準用し、日当及び交通費を支給 1 日当支給基準 ・往復の距離が8km未満 支給無し ・往復の距離が8km以上 275円 2 交通費支給基準 ・一般交通機関使用時 JR等の普通乗車賃 ・自家用車使用時 距離1km当たり20円 ・自家用車同乗等 支給無し	

※自家用車同乗等とは、他人所有自動車への同乗及び無償借用自動車使用等の場合をいう。